

（都）元町人麿線（2工区）の法定説明会を開催しました

●説明会の様子 令和7年5月14日(水)開催



（場所：市立市民学習センター）

（都）元町人麿線（2工区）について、都市計画法第66条に基づく法定説明会を開催し、44名の皆様に参加いただきました。

説明会では、（都）元町人麿線（2工区）の事業概要や事業認可、今後のスケジュールについて説明し、多くのご意見・ご質問をいただきました。

Q&A

～ご質問のうち、主なものについてご紹介します～

主な質問と回答

このほかのご意見はホームページにて紹介しています！

Q. 法定制限に関する事前相談について

法定制限（建築制限など）の手続き時期や方法について知りたいです。

A. 令和7年1月15日付けの告示をもって、法定制限に関する届出が必要となり、法定制限に関する行為を予定されている場合は、まずは事前に県までご連絡・ご相談ください。

Q. 立ち退きに関する周知について

現在、立ち退きの対象となる建物や土地は決まっているのでしょうか。

A. どういった建物や土地が、立ち退きの対象になるのかは、現時点では明確に決まっていません。これから行う測量や詳細設計により確定させていきます。なるべく早く範囲を確定し、皆様にご説明したいと思います。

Q. 工事の早期着工について

工事が少しでも早く進むように、ぜひ皆さんの力をいただいて、県と市も協力して、無事に道路が完成するようお願いします。

A. 県と市が、しっかり連携して事業を進めていきます。

Q. 市道との接続について

市道紅葉ヶ丘線は、車のすれ違いも難しい狭い道路です。元町人麿線との交差点部では、交通渋滞や安全性の低下が懸念されます。

A. 交差点付近の区間では、道路拡幅や見通し確保も検討に入れて詳細設計を行います。詳細設計ができた段階で、改めて皆様にご説明したいと思います。

Q. 事業の完成予定について

2工区の工事について、いつごろ完成になるのかわかりたいです。また、元町人麿線が全線供用となるのはいつ頃になるのでしょうか。

A. 現在、調査や詳細設計の段階であり、2工区の工期について完成時期をお示しすることができません。また、未着工区間はこの2工区が完成した後に進める予定としています。

今回お示した内容については、島根県益田県土整備事務所のホームページに掲載しています。

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/toshi/kikan/masuda_kendo/dobokukoumubu/toshi-motomachihitomaro/motomachi2.html

お問い合わせ先

島根県益田県土整備事務所 土木工務部 土木工務第二課 ☎ 31-9678

